総合福	祉部会 第5回
H22. 7.27	資料5

ぜんこくざいたくしょうがい じ しゃじったいちょう さ かしょう きほんこっかく あん全国在宅障害児・者実態調査(仮称)の基本骨格(案)について

5ょう さ もくてき 1. **調査の目的**

障害者自立支援法廃止後の制度の制度を生まない「障害者総合福祉法」
がしょう の検討や施行 準備の基礎資料とするため、在宅の 間を見・者
(これまでの法制度では支援の対象とならない者を含む。)の生活実態とニーズを把握する。

- ※1 施設入所者、入院患者等の在宅の障害児・者以外の者については、 ばいたくしゃ どういつ ちょう き おこな たいがい もの まったくしゃ いがい もの 管害児・者以外の者については、 たいたくしゃ どういつ ちょう き おこな たい たいちょう き たい たいちょう き たい たいちょう き ない たいちょう き ない たい 今回の実態 調 査の対 象とはしない。
- ※2 施設入所者及び入院患者の調査等の実施については、総合福祉部会の構成員を始めとする関係団体その他の関係者間で議論いただき、その結果を踏まえて検討する。
- ※3 今回の実態調査の名称については、今後検討。
- ※4 今回の実態調査については、障害福祉行政の企画・推進の基礎資料であり、今後も定期的に実施することを想定。

2. 調査の方法

- * 調査員が調査地区内の世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明の上、調査 * 調査員が調査地区内の世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明の上、調査 * 対象の有無を確認する。
- * 調 査対 象 者がいる場合は、調 査 票 を手渡し、記 入 及び郵送による返送 * を依頼する自計郵送方式。
- **5ょうさひょう** げんそく ちょうさたいしょうしゃほんにん きにゅう **: 調査票は原則、調査対象者本人が記入する。**
- ※5 記入の支援方法等について、今後検討。

3. 調査の内容

(1) 調査の内容を検討するに当たっての考えた

ったいい。 とったいちょうと あたら きんり きんり きんり きんり きんり きんり きんり きんり きんり なる こうでき かく しせいど たいしょうしゃ あき 今回の実態 調査については、新しい総合的な福祉制度の対象者が明られてないことから、その調査対象となる範囲を幅広く設定することが適当

である。また、このような調査の基本的な性格の下で、障害の状況に対応

したサービス提供のあり方の検討に資する調査とするためには、障害の 状態その他の調査対象者の基本的な属性と必要とされる支援内容との関 連について分析が可能となるような調査項目の設定が必要である。

- (2) 具体的な 調 査項目とその必要性 かいとうしゃ きほんてきぞくせい かん ちょう きこうもく ①回答者の基本的属性に関する 調 査項目

ちょう さこうもく 調 査項目	ぐたいてき ちょうさないよう 具体的な 調 査内容	^{ひつようせい} 必要性
しょうがい じょう 障害の状 きょう 況	しょうがい じょうたいおよ ・ 障 害の 状 態及びそれに 伴 う日 常 生 かつまた しゃかいせいかつじょう ししょう いっ 活又は社会生活 上 の支 障 についてー ていてい ど ぶんるい せんたく ししめ せんたく 定 程度分類した選択 肢を示して まよう さしょうがい ちょうふくじょうたい ちょう さ	・障害の状態及びそれ ともな にちじょうせいかつまた に伴う日常生活又は しゃかいせいかつじょう ししょう 社会生活上の支障の でいど 程度について分析するた ののよう めに必要
しょうがい げんいん 障害の原因とう 等	・ 障 害の原因について選択肢を示して めいしょう せんたく 名 称 を選択 めいしょう れい せきついそんしょう とうごうしっちょう (名 称 の例: 脊椎損傷、統合失調しょうとう 症等) ほっさ しょうじょう だんぞくてき しょう ・ 発作など症状が断続的に生じるものについてはその頻度しょうがい げんいん しょう ねんれいまた しんだん ・ 障害の原因が生じた年齢又は診断をう ねんれい	・障害の状況を分類 でいっよう するために必要
にちじょうせいかつまた 日常生活かっまた 日常生性いた は社会した じょうので はいいで の継続期間	しょうがい ともな にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ ・ 障 害に 伴 う日 常 生活又は社会生活 じょう ししょう しょう 上 の支 障 を 生 じることとなってからの き かん せんたく 期間を選択 く ぶん れい かげっいじょう ねんみまん (区分の例:6ヶ月以上 1年未満、1 ねんいじょう ねんみまん 年以上 2年未満、2年以上 5年未満、 なんいじょう なん みまん 年以上 1年未満、1	・障害の継続期間によ ^{なくし} り、福祉サービスの利用 じょうきょう りょうきぼうとう 状況や利用 ^{たしよう} きをがあるのか検証する でつよう ために必要
にちじょうせいかつまた 日常生活又 しゃかいせいかっ は社会生活 じょう の支 随 はっせい 類 の発生頻度	にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつじょう ししょう・日常生活又は社会生活上の支障がはっせい ひんど せんたく 発生する頻度を選択まいにち しゅう かい とう (毎日、週〇回、等)	にちじょうせいかつまた しゃかいせい・日 常 生活又は社会生かつ せいげん ていど めやす 活の制限の程度の目安かくにん ひつようとして確認が必要
ねん れい およ せい 年齢 及び性 べつ 別	addin to the state of the sta	* 調 査対 象 者の年齢 こうせいとう はあく 構成等について把握する

		ことが必要
きょじゅうけいたいおよ 居 住 形態及 び うきょ しゃ び しゅう じょうきょう 状 況	* E 住 形態(自宅、GH・CH等の別)、どうきょしゃ ほんにん かんけい ねんれい しゅうろう 同居者の本人との関係、年齢、就 労のじょうきょう 状 況	* E 住 形態、同居者の じょうきょう ふくし 状 況 と福祉サービスの りょうじょうきょう かんけいとう 利用 状 況 との関係等 の検証 を 行 うために ひつよう
しょう がい しゃ て 障 害 者 しゅるい もようとう しゅるれ 帳 等の種類	しんたいしょうがいしゃてちょう しょうがい しゅるい ・ 身体 障害者手帳 (障害の種類、 たうきゅうべつ りょういくてちょう (程度別)、精神しょうがいしゃほけんなくしてちょう でいどべつ とくてい とくつ にまうがいしゃほけんなくしてちょう でれどで、 とくで (程度別)、特定 にっかんいりょうじゅきゅうしゃしょう しょうにまんせいとくてい 疾患医療受給者症、小児慢性特定疾患医療受給者症、小児慢性特定疾患医療受ががでいどくぶんまた。ようがいてにんてい じょう にようがいてい じょう で 害程度区分又は要介護認定の状ます。	・障害のある者がどの でいど げんこうせいど 程度による支 えん たいしょう 援の対象となっている けんしょう か等について検証 のかまう ために必要。
しゅうにゅう じょう 収 入 の 状 きょう 況	*** ** 1 ヶ月当たりの 収 入 内訳を記載 *** 1 ヶ月当たりの 収 入 内訳を記載 ***	・ 収 入 の現 状 を把握 ひつよう するために必要
か ぜいじょう きょう 課税 状 況 とう 等	しょとくぜい じゅうみんぜい かぜいじょうきょう せい ・所得税・住民税の課税状況、生かつほごじゅきゅう うむとう 活保護受給の有無等	しゅうにゅうじょうきょう ほかん ・ 収 入 状 況を補完す じょうほう ひつよう る情 報として必要
し しゅつ じょう 支 出 の 状 きょう 況	*** ** *** *** *** *** *** *** *** ***	・ 収 入 に対する支 出 じょうきょう はあく 状 況 を把握するために ひっよう
にっちゅう かつどう 日 中 の活動 じょうきょうとう 状 況 等	にっちゅう おも かつどうないよう ・日 中 の主な活動内容について例を示せんたく しゅうろう しゅうがく きょたくとう して選択 (就労、就学、居宅等) がいしゅつ じょうきょう ・外 出 の 状 況	にっちゅう かつどうじょうきょうとう ・日 中 の活動 状 況 等 はあく の把握のために必要

②現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス

しょうがいふく し 障害福祉サ	きょたくかいご せいかつかいご た しょうがいふく・居宅介護、生活介護その他の障害福	・どのようなサービスを利
ービス等の利	しれます。 かいこう ほけん サービス 等の利用	
まうじょうきょう 用状況	の有無及び利用量、補装具・日常生活	把握するために必要

	ょうぐ しょう う むとう 用具の使用の有無等	
しょうがいふく し 障害福祉サ とう ービス等の希 ぼう	りょう きぼう ないようおよ りょう ・利用を希望するサービスの内容及び 量きょたくない かいごとう しえん がいしゅつじ (居宅内の介護等の支援、外 出 時の支えん にっちゅう かいご しゅうろう しえん せいかつ 援、日 中 の介護、就 労の支援、生活のばとう 場等)	・どのようなサービスにど の程度の利用希望がある ないと りょうきぼう の程度の利用希望がある ひつよう のか把握するために必要

(3)調査対象者の範囲について

ではようがいしゃけん り じょうやくだい じょう ふ こんかい ちょうさ たいしょうしゃ 障 害者権利 条 約第1 条 を踏まえ、今回の調 査の対 象 者については、 い か 以下のとおりとする。

さんこう しょうがいしゃけんり じょうやくだい じょう せいふかりゃくばっすい【参考1】障害者権利条約第1条(政府仮訳抜粋)

<例>

- ①眼鏡等の機器を使用しても、見ることに困難 (difficulty) を伴う
- ②補 聴 器等の機器を使用しても、聞くことに困難を伴う
- ③歩行や階段の上り下りに困難を伴う
- ④思い出すことや集中することに困難を伴う またた。
- ⑤ 入 浴、衣服の 着 脱のような自身で 行 う身の回りのことに困難を 伴 う

- ⑥話し言葉を使用して、意思の疎通(例えば、理解したり、理解しても らうこと)を 行 うことに困難を 伴 う
- ⑦もの(2キロ程度)の持ち上げや小さなものをつまんだり、容器の開閉をすることに困難を伴う
- ⑧疲れやすさや痛みがある
- ⑨金銭管理や日常の意思決定に困難を伴う
- ⑩幻覚・妄想、そう・うつ、けいれん、薬物などの中毒その他の精神の障害がある
- ①対人関係やコミュニケーションの困難さ、パターン化した。興味や活動、読み書き能力や計算力などに特化された困難さ、不注意、多動・衝動的な行動のいずれかがある
- 12児童の場合は、発達状況などからみて特別の支援や配慮をしている

さんこう 【参考2】

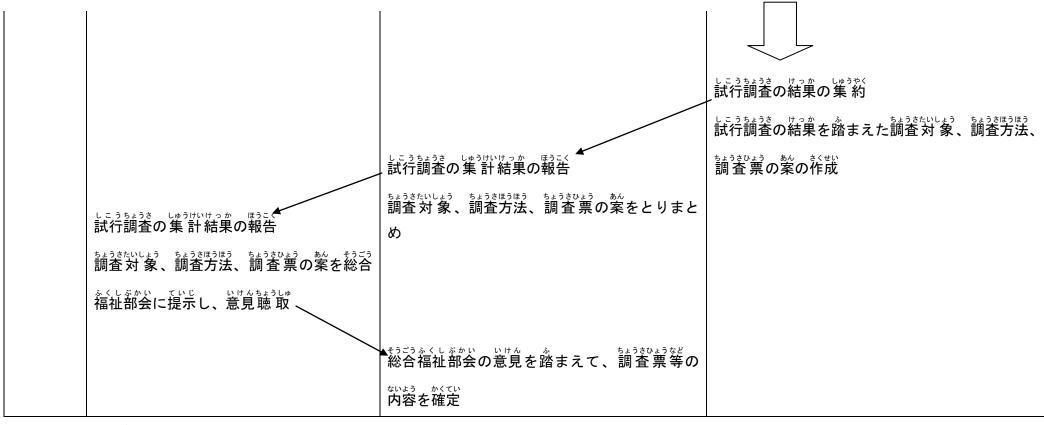
した質問内容(six question set)等を参考に例示した。なお、ワシントングループが障害統計に関し国勢調査用等に作成した質問内容(six question set)等を参考に例示した。なお、ワシントングループは、「国連障害測定に関する国際セミナー(2001年6月)」において障害データが国際比較できるような統計的・手法的作業が国際レベルで必要とされたした。なが、サンドングループは、「国連障害測定に関する国際セミナー(2001年6月)」において障害データが国際比較できるような統計的・手法的作業が国際レベルで必要とされたしなり、あったころにより、かいまうと、ま公式・一時的に組織された市民の集まり(CITYGROUP)であり、会合ないおこないのには一般というには、こくれんとうけいいいんかいにようこく はこれまでに9回行われその概要が国連統計委員会に報告されている。

4. スケジュール等 別紙

ぜんこくざいたくしょうがいじ しゃじったいちょうさ かしょう けんとう 全国在宅障害児・者実態調査(仮称)の検討スケジュール(案)

時期	ぜん たい そうごうぶくしぶかい うご 全 体(総合福祉部会の動き)	ワーキンググループ	けんきゅうはん 研 究 班
22年5月		ちょうさたいしょう ちょうさほうほう ちょうさこうもくとう 調査対象、調査方法、調査項目等についての	
		きほんてき かんが かた 基本的な考え方について検討	
		(この間、数回にわたり議論)	〜▲ プーキンググループの検討結果をもとに、具体的
			ちょうさせっけい こっかく あん さくせい な調査設計の骨格(案)を作成
		* 調査設計の骨格 (案) をとりまとめ	
^{ねんなつ} 22年夏	まょうさせっけい こっかく あん そうごう ふくし ぶかい 調査設計の骨格 (案) を総合福祉部会に		
	でいじ 提示し、意見聴 取	そうごう ふくし ぶかい いけん ふ _ ちょうさせっけい	
		*うごうふくしぶかい いけん ぶ ちょうさせっけい 総合福祉部会の意見を踏まえて、調査設計の	
		こっかく あん しゅうせい 骨格(案)を修正	ワーキンググループで示された方針を基に、試行

		まうさひょう あん とうじしゃ だんたい いけん ちょうしゅ 調査票の案について当事者団体の意見 聴 取	
		しょめんおよ ひっょう ぉぅ (書面及び必要に応じヒアリング)	
		ゅう ままうしゅ しょっか ぶ まえて、試行調査の 意見 聴 取 の結果を踏まえて、試行調査の	
		_{ちょうさひょうあん} 調査票案をとりまとめ	
	************************************	そうごうふくしぶかい いけん ふ しこうちょうさ	
	*************************************	************************************	
	- 1900 - 1905	まょうさひょうあん かくてい 調査票案を確定 —	
22 年秋			^{しこうちょうさ} じっし 試行調査の実施



※ 比較的小規模の市町村の意見の聴取方法についても検討する。